

十日町市農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地
利用計画の変更案に対する異議の申出について

十日町市公告第 23 号で公告の、十日町市農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案について、農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記により市に異議を申し出ることができます。

記

1 異議の申出先及び問い合わせ先

十日町市千歳町 3 丁目 3 番地 十日町市役所本庁舎 2 階 産業観光部 農林課

電話 025-757-3120（問い合わせ用。電話による申出はできません。）

ファックス 025-752-4635（問い合わせ用。ファックスによる申出はできません。）

E-mail t-norin@city.tokamachi.lg.jp（問い合わせ用。インターネットによる申出はできません。）

2 異議申出期間

令和 8 年 10 月 21 日（令和 8 年 10 月 6 日（縦覧期間満了の日）の翌日から起算して 15 日目）まで。

ただし、天災その他やむを得ない事由があるときは、その事由がやんだ日の翌日から起算して 1 週間以内に申出を行ってください。

なお、郵送により異議の申出をしたときには、その郵送期間は算入しません。

3 異議の申出に当たっての注意事項

(1) 異議の申出方法

前記 1 の窓口への持参または郵便のいずれかの方法で申出をしてください。

異議の申出は、次の事項を記載した書面により行ってください。

異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議申出をするときには、その資格を証明する書面を添付してください。

ア 異議申出人の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所又は居所

エ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があることを知った年月日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

(2) 補正

不適法な異議申出に対しては、相当の期間を定めて補正を求めることがあります。

(3) 異議の申出の取下げ

異議の申出は、その異議の申出に対する決定があるまでの間は、取下げすることができます。

なお、この取下げは書面により行ってください。

(4) 異議の申出の決定

異議の申出に対する決定は、令和 8 年 12 月 5 日まで（農用地利用計画の変更案の縦覧期間満了後 60 日目）に異議申出人に決定書を送付します。

異議の申出が計画変更部分と無関係であって、補正することができないことが明らかなときは、審理手続きを経ないで、決定で、異議申出を却下することができます。

異議申出の内容が権利の濫用により手続きを妨害するなどの目的の場合は、不適法な異議申出として却下することができます。